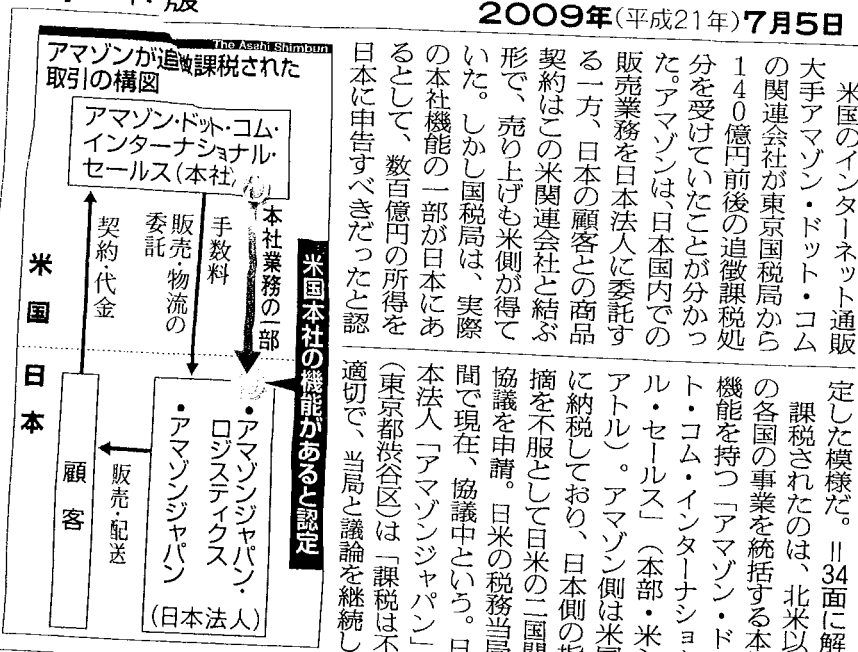


# アマゾンに140億円追徴

## 国税「日本で所得」

日米当局協議



定した模様だ。34面に解説している。課税されたのは、北米以外の各国の事業を統括する本社機能を持つ「アマゾン・ドット・コム・インターナショナル・セールス」(本部・米国アトル)。アマゾン側は米国に納税しており、日本側の指摘を不服として日米の二国間協議を申請。日米の税務当局間で現在、協議中という。日本法人「アマゾンジャパン」(東京都渋谷区)は「課税は不適切で、当局と議論を継続している」とコメントしている。

米関連会社はアマゾンジャパンに販売業務を、アマゾンジャパン・ロジスティクス(千葉県市川市)に物流業務を委託して手数料(コミッション)を支払う一方、大半の中枢機能は米側に集中。問屋(コミッション)商法の一種とみられる。納税先を米側に集中させることで結果的に納税額も低くできる。

日米租税条約では、米企業が支店など「恒久的施設」(PE)を日本国内に持たない場合、日本に申告・納税する必要はない。アマゾンは市川市に物流センターがあり、書籍などが置かれている。こうした倉庫はPEに当たらない。しかし国税局は、米関連会社側のパソコンや機器類がセンター内に持ち込まれて

使用されていた▽同じ場所に本店を置く日本法人ロジスティクスの職員が、米側から指示を受けていた▽委託されていない米側業務の一部を担っていた―などに注目。センター内にPEが存在するとして、05年12月期までの3年間に日本国内で発生した所得のうち、応分を日本で申告すべきだったと指摘した模様だ。アマゾンの08年度の年次報

告書などによると、追徴税額は無申告加算税と延滞税を含め約1億1900万円。当時の為替レートに換算すると140億円前後となる。(中村信義、舟橋宏太)